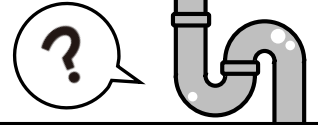


身近にこんなトラブルが!  
かながわ消費生活

# 注意・警戒情報



## 「無料で排水管を点検する」と訪問する業者に要注意!



### 事例

「無料で排水管の点検をする」と電話があり、業者が来訪。点検後に「早く洗浄した方がよい。今なら3万円のできるが、排水管が詰まると高額 of 修理費がかかる。」と言われ、契約をしてしまった。

### アドバイス



1. 簡単に家に入れない!
2. すぐに契約しない!

◆「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に不安をあおって清掃や工事などの契約を結ばせる手口です。

◆一度契約すると、別の契約を次々に迫られるケースもあるため、安易に家に入れないようにしましょう。

◆「今日やらなければ、もっとお金がかかる。」などと言われても、その場で契約せず、家族や周囲の人に相談し、必要ない場合はきっぱり断ることが大切です。

◆心配なときや困ったときは、身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ  
188

消費生活課 ニャン吉

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

# お金に追われない生活を取り戻しましょう

## 生活再建支援相談のご案内

「住宅ローンや教育費が家計の負担になっている」「税金、健康保険料を払いたくても払えない」など、お金のことで困っている方は、ひとりで悩まないで「生活再建支援相談」に相談しましょう！

- 相談は無料です。
- 電話相談では、相談内容に適した法テラスなどの専門機関の案内や債務整理に関する情報提供をいたします。
- 面接相談ではそうした情報提供に加え、借金をしない生活を営めるよう、家計管理を軸に専門家が今後の生活の立て直し等についてアドバイスします。

- 電話相談：045-312-1881（月・木 13時～18時）  
（月・木が祝・休日に当たる場合は翌日に実施します。）  
（年末年始及びかながわ県民センターの休館日を除く）

- 面接相談：予約制（事前に045-312-1881で日程調整してからお越しください）  
※相談にあたっては、債務や家計の収支が分かるものをできるだけ持参してください。  
※面談は土日、祝・休日も可能。ご都合に合わせてご利用ください。  
※法律に関わる問題を解決する法律相談員と家計再生をサポートする生活相談員が相談に応じます。

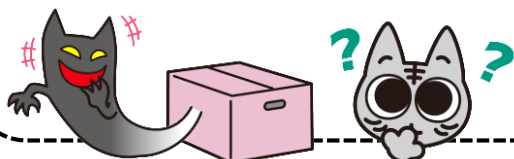
- 相談窓口設置場所：かながわ中央消費生活センター（かながわ県民センター6階）

※神奈川県生活再建支援相談は、神奈川県の委託事業として生活クラブ生活協同組合が実施しています。

## 知っておきたい 消費生活のキーワード



### ネガティブ・オプション (送り付け商法)



注文していない商品を一方的に送りつけ代金を請求する、いわゆる送り付け商法のことをネガティブ・オプションと言います。  
覚えがないものは受取拒否をしましょう！

※商品を受け取ってしまい、送付元と連絡が取れない時は消費生活センターに相談しましょう。

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県

県民局くらし県民部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ  
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>  
Facebook（かながわの消費生活） <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835  
電話：045-312-1121（代表）／FAX:045-312-3506